

Lesson 2

税務

・第9回・

出題・解説

八木会計事務所
税理士

八木正宣

災害、または盗難等によって、納税者本人（またはその年の総所得金額等が38万円以下で、納税者と生計を一にする配偶者や親族）が所有する一定の資産が損害を受けた場合、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを「雑損控除」といいます。

雑損控除の対象となる灾害・盗難等は、①震災・風水害・冷害・雪害・落雷など自然現象の異変による災害、②火災・火薬類の爆発など人為による異常な災害、③虫など生物による異常な災害、④盜難、⑤横領、です。したがって、詐欺や恐喝の場合は雑損控除は受けられません。

解説

「新潟県中越沖地震」が発生して間もない今

回は、税制上の災害支援制度について取り上げます。

災害、または盗難等によって、納税者本人（またはその年の総所得金額等が38万円以下で、納税者と生計を一にする配偶者や親族）が所有する一定の資産が損害を受けた場合、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを「雑損控除」といいます。

控除できる金額は、次のうちいずれか多いほうの金額です。

$$\times 10\%$$

- ・差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円
- ・差引損失額とは、損害を受けた時点でのその資産の時価を基にして計算した損害金額、および災害

第1問

- 税制上の災害支援制度である「雑損控除」の対象となる損失を、次の中からすべて選んでください。
- ①振り込め詐欺による損失
 - ②地震による損失
 - ③小災による損失
 - ④恐喝による損失

申告にあたっては、確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害関連支出の金額の領収を証する書類の添付または提示が必要となります。

以上から、正解は②③です。

第2問

「災害減免法」に関する次の記述の中から、正しいものを1つ選んでください。

- ①災害による損失が発生した場合、だれもが災害減免法と雑損控除のうち、有利なほうを選択できる
- ②雑損控除の対象とならない詐欺、恐喝による損失について、災害減免法では適用がある
- ③災害を受けた年の所得が1000万円超の人については、災害減免法の適用がない

災害などにより生活に必要な資産に損害が生じた場合の、雑損控除と並ぶ税

制上の支援制度が「災害減免法」です。どちらの制度もそれぞれ適用となる損失の範囲や適用対象者

関連支出の金額（災害により減少した住宅等の除去のために支出した金額など）から、保険金等により補てんされる金額を差し引いた金額です。損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以降、最大3年間の繰越控除が受けられます。

ステップアップ法務・税務・財務



テーマ 税制上の災害支援制度

●雑損控除と災害減免法の比較

	雑損控除	災害減免法
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失	災害による損失に限られる
所得による適用制限	—	損害を受けた年分の所得金額が1000万円以下の人
対象となる資産の要件	—	損失額が資産の価額の2分1以上
所得控除額または所得税の軽減額	<p>所得控除額</p> <p>控除額は、次の①と②のうちいずれか多いほうの金額 ①(差引損失額一総所得金額等)×10% ②差引損失額のうち災害関連支出の金額-5万円</p> <p><small>※損失額が大きくその年の所得金額から控除しきれない場合は、翌年以降3年間繰り越し、各年の所得金額から控除</small></p>	<p>所得税の軽減額</p> <ul style="list-style-type: none"> 所得金額が500万円以下→所得税は全額免除 所得金額が500万円超~750万円以下→所得税額は2分の1軽減 所得金額が750万円超~1000万円以下→所得税額は4分の1軽減
申告手続き	災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書を確定申告時に添付または提示	「損失額の明細書」を確定申告書に添付

が定められています（図表）。例えば、損失の原因が盗難・横領の場合や、災害による損失の場合でもその年分の所得が1000万円を超える人については、災害減免法の適用がなく、雑損控除の適用を受けることになります。

その年分の所得が1000万円以下で災害による損失が発生した場合には、雑損控除および災害減免法の適用対象となります。しかし、重複適用は認められないため、両者を比較して有利なほうを選択する必要があります。

その際、雑損控除は所得から控除、災害減免法は税額からの控除となり、控除の方法が異なることに注意します。

したがって、雑損控除による影響額を税額ベースに置き直したうえで、どちらの制度が有利か試算する必要があります。

（保険金などでは、損害金額で災害減免法では、損害金額

以上から、正解は③です。

人（または生計を一にする配偶者や親族）が所有する常時起居する住宅、または日常生活に通常必要な家具や衣服などの家庭用動産です。別荘や事業用の資産、それに貴金属、書画、骨董、美術品で1組または1個の価額が30万円を超えるものなどは当てはまりませ

合：所得税の全額が免除

- 所得金額が500万円を超えて50万円以下の場合：所得税額の2分の1が軽減
- 所得金額が750万円を超えて1000万円以下の場合：所得税額の4分の1が軽減

これらの制度の対象となる「損害を受けた資産」とは、納税者本人（または生計を一にする配偶者や親族）が所有する常時起居する住宅、または日常生活に通常必要な家具や衣服などの家庭用動産です。別荘や事業用の資産、それに貴金属、書画、骨董、美術品で1組または1個の価額が30万円を超えるものなどは当てはまりませ